

幼保連携型認定こども園の認可基準（平成25年12月26日現在の国の資料を基に作成）

項目	区分	国の基準（案）
学級編 制・職 員	学級編制	<p>○ 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。</p> <p>○ 保育認定を受けない<u>1号子ども</u>（注）も保育認定を受ける<u>2号子ども</u>（注）も、一体的に学級編制することを基本とする。</p> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1号子ども</u>：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合（＝満3歳以上の保育に欠けない子ども）</li> <li>・ <u>2号子ども</u>：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合（＝満3歳以上の保育に欠ける子ども）</li> </ul>
	職員配置基準 （学級編制基 準）	<p>○ 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。</p> <p>○ 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭を1人置かなければならないこととする。</p> <p>○ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。</p>
	園長等の資格	<p>○ 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認める。</p>
	その他の職員 の配置	<p>○ 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。</p>
設備	建物及び附属 設備の一体的 設置	<p>○ 同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む）を前提とする。</p>
	保育室等の設 置	<p>○ 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室の兼用も可</p> <p>○ 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下らない。</p> <p>○ 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置</p>
	園舎の階数、 保育室等の設 置階	<p>○ 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合は、3階建以上も可</p> <p>○ 保育室等の設置階については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することが原則</li> <li>・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、3階以上に設置可</li> </ul>
	園舎・保育室 等の面積	<p>○ 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園基準を満たすこと。</p> <p>【1学級：180㎡，2学級：320㎡，3学級以上：1学級につき100㎡増】</p> <p>○ 各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。</p> <p>【乳児室：1人につき1.65㎡以上】</p>

		<p>【ほふく室：1人につき3.3㎡以上】</p> <p>【保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上】</p>
	運動場等の設置・面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園庭（運動場，屋外遊戯場）は必置</li> <li>○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則</li> <li>○ 面積は，以下の面積を合計した面積以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積（a）と保育所基準による面積（b）のいずれか大きい方の面積</li> <li>a=【1学級：330㎡，2学級：360㎡，3学級：400㎡，4学級以上：1学級につき80㎡増】</li> <li>b=【満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上】</li> <li>・満2歳の子どものについて，保育所基準による面積</li> </ul> </li> </ul> <p>【満2歳の幼児1人につき，3.3㎡以上】</p>
	調理室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自園調理による食事の提供の場合は，調理室の設置を原則</li> <li>○ ただし，食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は，自園調理の場合であっても，調理設備を備えていれば可</li> <li>○ 外部搬入による食事の提供の場合は，調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えること。</li> </ul>
運営	教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年の開園日数は，日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則</li> <li>○ 1日の開園時間は，原則11時間</li> <li>○ 満3歳以上の子どもの1日の教育時間は，4時間を標準</li> <li>○ 満3歳以上の子どもの教育週数は，39週を下回らない。</li> </ul>
	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事の提供は，保育認定を受ける子ども（<u>2号子ども</u>（注）・<u>3号子ども</u>（注））とし，教育標準時間認定を受ける子ども（<u>1号子ども</u>（注））への食事の提供については，園の判断</li> <li>○ 食事の提供は，自園調理を原則とし，満3歳以上の子どもについては，現行の保育所と同様，外部搬入も可</li> <li>○ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は不可</li> <li>○ 食事の提供を求める子ども（<u>2号子ども</u>（注），<u>3号子ども</u>（注））に対しても，保護者が希望する場合や園の行事等の際には，弁当持参も可</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1号子ども</u>：子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合（＝満3歳以上の保育に欠けない子ども）</li> <li>・ <u>2号子ども</u>：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合（＝満3歳以上の保育に欠ける子ども）</li> <li>・ <u>3号子ども</u>：子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合（＝満3歳未満の保育に欠ける子ども）</li> </ul> </div>
	運営状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は，義務付ける。</li> <li>○ 関係者評価と第三者評価の実施は，努力義務</li> </ul>
	健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康診断は，少なくとも1年に2回行う。</li> </ul>
	感染症に係る臨時休業・出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症に係る臨時休業や出席停止については，学校保健安全法が準用されるため，幼稚園と同様</li> </ul>

※1 既存施設（幼稚園，保育所）からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の特例  
既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し，既存施設からの移行の特例を設ける（事後的

に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては移行特例を設けるが、「学級編制・職員」「運営」については移行特例を設けない。）

※2 現行の幼保連携型認定こども園から新たな幼保連携型認定こども園への移行の経過措置

現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する経過措置を設ける（事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては現行の基準を適用するが、「学級編制・職員」「運営」については新基準を適用する。）

※3 「区分」の欄については、従うべき基準及び参酌すべき基準の別が国から明確に示されていないため現時点では空欄としている。

(参考)

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。